

埼玉県施工・維持管理複合型契約方式試行要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、埼玉県が発注する建設工事のうち、工事目的物の引き渡し後の維持管理段階において、機器の製作会社に依存する固有技術が必要となることが想定される工事の契約にあたり、発注者にとって最も有利な施工者を選定することを目的とした施工・維持管理複合型契約方式（以下「複合型契約方式」という。）を試行するために必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第2条 複合型契約方式の試行の対象となる工事は、次に該当するもののうち、発注機関の長が指定するものとする。

- (1) 電気・機械設備などの新設又は更新工事（以下「施工」という。）で、工事施工者の固有技術が必要となり、維持管理段階における保守・点検・運用（以下「維持管理」という。）について、その者との1者随意契約となることが想定される工事
- (2) その他、本方式で執行することが適当であると認められる工事

(審査委員会)

第3条 発注機関の長は、対象工事に係る技術資料を公募するにあたり、工事の概要等を記載した案件説明書を審査するため、審査委員会を設置するものとする。

2 審査委員会は、業者選定委員会等をもって代えることができる。

(案件説明書の公告)

第4条 発注機関の長は、前条の審査委員会の結果を踏まえ、次に掲げる事項を記述した案件説明書を公告するものとする。（様式第1号）

(1) 工事の概要

- ア 工事名
- イ 工事箇所
- ウ 工事の目的
- エ 工事の内容
- オ 工事期間
- カ 工事の実施上の要件
- キ 施工の概要
- ク 維持管理の概要

(2) 参加資格要件

- ア 工事に共通する参加資格要件
- イ 施工及び維持管理ごとに定める参加資格要件

(3) 参加資格等確認書の作成等に関する事項

(4) 技術資料の作成等に関する事項

- ア 技術提案に関する事項（機能や性能に関する要求事項、施工者及び維持管理者に関する事項）
- イ 施工（製作・設置）に係る費用（以下「施工費」という。）に対する要求事項
- ウ 維持管理（保守・点検・運用）に係る費用（以下「維持管理費」という。）に

対する要求事項

(5) その他発注機関の長が必要と認める事項

(参加資格)

第5条 参加表明書及び技術資料の提出者に要求される必要な資格（以下「参加資格」という。）は、前条の案件説明書を公告した日から契約までの間に、次に掲げる要件を満たしている者とする。

(1) 対象工事に共通する参加資格要件

- ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- イ 埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号）第91条の規定により埼玉県の一般競争入札に参加させないこととされた者でないこと。
- ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、更生手続又は再生手続開始決定日を審査基準日とした経営事項審査の再審査を受けた後、埼玉県知事が別に定める競争入札参加資格の再審査を受けていること。
- エ 埼玉県建設工事等競争入札参加資格者名簿に、対象工事に対応する業種で登載されている者であること。
- オ 見積徴取日から1年7月前の日以降の日を審査基準日とする経営事項審査（建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の23第1項の規定による経営に関する客観的事項についての審査をいう。）を受けていること。ただし、当該見積に係る建設工事の請負代金額が建築一式工事にあつては1,500万円未満、それ以外の工事にあつては500万円未満の場合はこの限りでない。
- カ 公告日から契約締結までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱に基づく入札参加停止の措置を受けていない者であること。
- キ 公告日から契約締結までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外等の措置を受けていない者であること。
- ク 直近の2か年度において、埼玉県発注工事のうち対象業種に係る工事成績点数の各年度の平均が極めて低い者でないこと。
- ケ 公告日において、健康保険法（大正11年法律第70号）に基づく健康保険、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）に基づく厚生年金及び雇用保険法（昭和49年法律第116号）に基づく雇用保険に、事業主として加入している者であること。ただし、当該保険の全部又は一部について法令で適用が除外されている者は、この限りではない。

(2) 施工及び維持管理ごとに定める参加資格要件

- ア 対応する業種の発注標準額の業者区分
- イ 対応する業種の経営事項審査の総合評定値
- ウ 対応する業種の資格者名簿における資格審査数値
- エ 建設業法に基づく許可を受けた営業所の所在地
- オ 一定基準を満たす同種・類似工事の施工実績
- カ 配置予定の技術者
- キ その他発注機関の長が必要と認める事項

(参加表明書及び参加資格等確認資料の内容等)

第6条 参加表明書及び参加資格等確認資料の内容は、次のとおりとする。

- (1) 参加表明書 (様式第2号)
- (2) 参加資格等確認資料 (様式第3号)
 - ア 配置予定技術者の氏名、資格、経歴、同種又は類似工事の実績等
 - イ その他発注機関の長が必要と認めた事項
- 2 参加表明書及び参加資格等確認資料は、原則として案件説明書を公告した日の翌日から起算して10日以内に提出するものとする。
- 3 発注機関の長は、提出された参加資格等確認資料を審査し、参加資格を有する者に対し、速やかに選定通知書を発行するものとする。(様式第4号)
- 4 発注機関の長は、提出された参加資格等確認資料を審査し、参加資格を有しない者に対し、速やかに技術資料の提出者として選定しなかった旨及び選定しなかった理由を通知するものとする。(様式第5号)

(非選定理由の説明)

第7条 発注機関の長は、技術資料の提出者として選定されなかった者からその理由について説明を求められたときは、これに回答するものとする。

(技術資料の内容等)

第8条 技術資料の内容は、次に掲げるとおりとする。ただし、技術資料の様式については、発注機関の長が対象工事の内容に応じて、内容を追加又は削除することができるものとする。

- (1) 技術資料 (様式第6号)
 - ア 技術提案等 (機能や性能に関する事項、施工者及び維持管理者に関する事項)
 - イ 施工費とその内訳
 - ウ 維持管理費とその内訳
 - エ その他発注機関の長が必要と認める事項
- 2 技術資料は、原則として選定通知書を受け取った日の翌日から起算して15日から30日までの間に提出するものとし、その期間は発注機関の長が定めるものとする。
- 3 提出した技術資料は、変更できないものとする。

(技術資料の審査)

第9条 第3条に基づく審査委員会は技術資料を審査し、発注機関の長の要求する機能や性能等が十分確保できるかを確認するものとする。

- 2 審査の結果、技術資料に虚偽の記載事項があると認められた場合は、その技術資料は無効とする。
- 3 審査委員会は、必要に応じて技術資料の提出者に対しヒアリングを行うことができる。

(契約候補者の選定)

第10条 発注機関の長は、前条の審査委員会における審査を行った結果、要求する機能や性能等を満足する技術資料のうち、施工費と維持管理費の額を総合的に評価し、最も有利な技術提案を特定し、その提出者を契約候補者とする。

- 2 前項の規定による施工費と維持管理費の合計額が同額の場合は、その全ての技術提

案を特定し、その提出者全てを契約候補者とすることができる。

- 3 発注機関の長は、契約候補者と決定した者について、技術提案を特定した旨を通知するものとする。（様式第7号）
- 4 発注機関の長は、契約候補者として選定されなかった者については、特定されなかった旨とその理由を通知するものとする。（様式第8号）

（非特定理由の説明）

第11条 発注機関の長は、技術提案を特定されなかった者からその説明を求められたときは、これに回答するものとする。

（契約の締結）

- 第12条 発注機関の長は、契約候補者に対し第8条第1項に基づく施工に係る費用の見積書の提出を求めるものとする。
- 2 発注機関の長は、前項に基づく見積書の提出を受けた後、契約者を特定し施工に係る契約を締結するとともに、技術資料の提出者として特定（以下「特定者」という。）するものとする。

（実施上の留意事項）

- 第13条 技術資料の作成及び提出に係る費用は提出者の負担とする。
- 2 提出された技術資料は、原則として返却しないものとする。

（技術資料の帰属）

- 第14条 特定者が提出した技術資料の権利は、対象工事に関する部分については、発注機関に属するものとする。なお、特定者が他の建設工事等においてその成果を使用することを妨げないものとする。
- 2 発注機関は、特定者以外の技術資料について、他の目的に使用することはできないものとする。

（維持管理業務確認書の締結等）

第15条 発注機関の長及び特定者は、工事目的物引渡し後における維持管理について、参加資格確認資料及び技術資料に基づく履行を確保するため、「施工・維持管理複合型契約方式維持管理業務確認書」を締結するものとする。

（維持管理業務の契約）

- 第16条 維持管理業務における契約については、技術資料に基づき発注機関の長が定める予定価格に基づき、入札参加意思確認型契約方式による入札を実施し、受注者を決定するものとする。
- 2 入札参加意思確認型契約方式は、維持管理期間内において3か年以内毎に実施するものとする。

様式

（様式第1号）案件説明書

(様式第 2 号) 参加表明書

(様式第 3 号) 参加資格等確認資料

(様式第 4 号) 選定通知

(様式第 5 号) 非選定通知

(様式第 6 号) 技術資料

(様式第 7 号) 技術提案特定通知

(様式第 8 号) 非特定通知

附 則

この要綱は、平成 24 年 8 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成 27 年 9 月 1 日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、平成 27 年 8 月 31 日までに公告を行ったものについては、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、令和 3 年 1 月 4 日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、令和 3 年 1 月 3 日までに公告を行ったものについては、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、令和 3 年 3 月 31 日までに公告を行ったものについては、なお従前の例による。